

# 経 済 産 業 省

20190418保局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年4月22日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）  
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程(20170718 保局第1号) 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改正後	改正前
<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)</b>	<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)</b>
制定 20170718保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102保局第2号 平成29年11月15日 20180323保局第4号 平成30年 3月30日 20181105保局第1号 平成30年11月14日 20181210保局第1号 平成30年12月27日 20181225保局第2号 平成31年 1月11日 20190308保局第1号 平成31年 3月15日 20190325保局第1号 平成31年 3月29日 20190418保局第1号 平成31年 4月22日	制定 20170718保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102保局第2号 平成29年11月15日 20180323保局第4号 平成30年 3月30日 20181105保局第1号 平成30年11月14日 20181210保局第1号 平成30年12月27日 20181225保局第2号 平成31年 1月11日 20190308保局第1号 平成31年 3月15日 20190325保局第1号 平成31年 3月29日
(9)容器保安規則の運用及び解釈について 第2条関係 (1)~(8) [略]	(9)容器保安規則の運用及び解釈について 第2条関係 (1)~(8) [略]
(9) <u>第20号中「液化フルオロカーボン(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。)であつて次のいずれにも該当するもの」とは、例えば、液化フルオロオレフィン1234yf、液化フルオロオレフィン1234ze、液化フルオロカーボン12、液化フルオロカーボン134a、液化フルオロカーボン500、液化フルオロカーボン401A、液化フルオロカーボン401B、液化フルオロカーボン115、液化フルオロカーボン412A、液化フルオロカーボン218、液化フルオロカーボン407D、液化フルオロカーボン22及び液化フルオロカーボン502をいう。</u>	[新設]
(10) <u>第21号中「液化フルオロカーボン(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。)であつて次のいずれにも該当するもの」とは、例えば、液化フルオロカーボン422D、液化フルオロカーボン900JA、液化フルオロカーボン509A、液化フルオロカーボン422A、液化フルオロカーボン407C、液化フルオロカーボン402B、液化フルオロカーボン404A、液化フルオロカーボン407A、液化フルオロカーボン901JA、液化フルオロカーボン507A、液化フルオロカーボン402A、液化フルオロカーボン407B、液化フルオロカーボン125及び液化フルオロカーボン407Eをいう。</u>	[新設]
(11) <u>第22号中「液化フルオロカーボン(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。)であつて次のいずれにも該当するもの」とは、例えば、液化フルオロカーボン410B、液化フルオロカーボン410JA、液化フルオロカーボン410A及び液化フルオロカーボン32をいう。</u>	[新設]
(12)・(13) [略]	(9)・(10) [略]